平成２６年（フ）第９５７号
埼玉県和光市新倉１丁目22番１号　ガーデンヒルズ新倉Ａ106、旧住所埼玉県和光市本町10番16号　コーポシャイン102
債務者　臼澤　博栄（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４１４号
埼玉県草加市旭町１丁目４番21号　渡辺マンション２―203号
債務者　伊東　久次
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４６４号
埼玉県所沢市堀之内613番地の６
債務者　江谷　真里（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３３５号
神奈川県中郡大磯町生沢６番地15
債務者　大木　孝雄
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５６号
神奈川県小田原市酒匂１丁目22番５号　アンソレイユミール104号室、前住所神奈川県横浜市西区西平沼町１番26―205号　リブゼ横浜ステーションシティ
債務者　横関　　博
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３７１号
神奈川県平塚市岡崎3021番地の２　湘南フラワーハイツ202号、前住所神奈川県平塚市ふじみ野１丁目24番５号
債務者　佐藤　純江
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３８６号
神奈川県秦野市南矢名５丁目１番14号　田澤荘102号
債務者　千葉　芳弘
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２２９号
愛知県犬山市大字五郎丸字前畑29番地　サンシャインロードM302
債務者　ＴＧ―ＣＲＥＡＴこと櫻興業こと田口秀喜こと　櫻庭　秀喜
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２３９号
愛知県一宮市明地字庵寺前64番地４
債務者　木全　基充
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４０号
愛知県一宮市苅安賀１丁目16番１―114号　県営苅安賀住宅
債務者　木全　正弘
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４１号
愛知県一宮市苅安賀１丁目16番１―114号　県営苅安賀住宅
債務者　木全　安枝
1　決定年月日時　平成26年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４６号
愛知県岩倉市下本町下寺廻121番地１　第３陽幸荘２号
債務者　舟橋　正美
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２７０号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷612番地の１　とうそえＤＥＮＧ307
債務者　幸地　咲子（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１８５号
奈良県橿原市醍醐町133番地の１　カルム八木グリーン・ブレス410
債務者　田村みゆき
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野343番地４
債務者　芳岡　良実
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
奈良県磯城郡川西町大字結崎591番地の11　オークハイツ202号
債務者　村井裕美子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係